

# 【選挙のお知らせ】

鈴鹿市選挙管理委員会

令和8年2月8日（日）は  
衆議院小選挙区選出議員選挙  
衆議院比例代表選出議員選挙 の投票日です。  
最高裁判所裁判官国民審査

投票時間：午前7時から午後8時まで

## 【投票所入場券の発送の遅れについて】

投票所入場券を作成しておりますが、期日前投票所の開設日までにお手元にお届けできないことについて、深くお詫び申し上げます。投票所入場券の発送状況については、選挙管理委員会ウェブサイトにてお知らせいたします。

### 【期日前投票期間に投票所入場券が届いていない場合】

投票所入場券がない場合でも、期日前投票所で「期日前（不在者）投票宣誓書（兼請求書）」を記入し、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票を行うことができます。（詳しくは4ページ「期日前投票の手順について」をご覧ください。）

### 【当日投票日までに投票所入場券が届いていない場合】

お住まいの投票区の投票所であれば、氏名・生年月日・住所をご記載いただき、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票を行うことができます。

このお知らせの最後に、投票所入場券の代替として利用できる「当日投票 自筆用入場整理券」を添付しています。投票所入場券が届かない場合、事前に必要事項をご記入のうえ切り取っていただき、投票所にご持参いただくことでスムーズに投票の受付をすることができます。鈴鹿市ウェブサイトに同様の様式を掲載していますので、複数枚必要な場合は印刷してご利用ください。

## 【期日前投票所について】

市内4か所で期日前投票所を開設します。今回、イオンモール鈴鹿イオンホール会場は開設しませんのでご注意ください。開設する期日前投票所の詳細は、3ページに掲載しています。

## 【最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票について】

最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間は、2月1日（日）から2月7日（土）です。1月28日（水）から1月31日（土）までの期日前投票期間中は、衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙のみの投票となります。最高裁判所裁判官国民審査の投票を希望される場合は、2月1日（日）以降に、改めて投票にお越しいただく必要があります。

## 選挙権を有する方

○日本国籍を有し、平成20年（2008年）2月9日以前に生まれていること（18歳以上であること。）。

## 投票ができる方

○令和7年10月26日以前から引き続き3か月以上鈴鹿市の住民基本台帳に登録されていること。

○上記の条件を満たさないが、いずれかの市区町村で投票ができる場合

令和7年10月27日以後に他の市区町村から鈴鹿市に転入した場合

→鈴鹿市では投票できませんが、転入前の市区町村で選挙人名簿に登録されていた場合は、住民票移動の手続日から4か月を過ぎるまでは選挙人名簿に登録されていますので、旧住所地の市区町村で投票することができます。詳しくは、旧住所地の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

鈴鹿市の選挙人名簿に3か月以上登録されていた人が、令和7年9月26日以後に他の市区町村へ転出しており、その転出先の市区町村での住民基本台帳の登録が3か月未満である場合

→鈴鹿市において投票することができます。詳しくは、鈴鹿市選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 投票所入場券を郵送します

鈴鹿市の選挙人名簿に登録されており、鈴鹿市で投票をすることができる方には、「投票所入場券」を郵送します。

### —ご注意ください—

投票所入場券は、世帯ごとにまとめて1通の封筒で郵送します。1通の封筒につき最大8人分まで同封します（世帯人数が9人以上の場合は、2通に分けて郵送します。）。

## 投票用紙について

選挙の種類は3種類で、投票用紙はそれぞれ1枚です。

選挙の種類	投票用紙への記入について
衆議院小選挙区選出議員選挙	候補者の氏名を1人書いてください。
衆議院比例代表選出議員選挙	政党の名称を1つ書いてください。
最高裁判所裁判官国民審査	やめさせたほうがよいと思う裁判官の氏名の上に×を書いてください。やめさせなくてもよいと思う裁判官については何も書かないでください。

### —ご注意ください—

- ・候補者の氏名、政党名以外のことを書くと、投票が無効になります。

## 期日前投票について

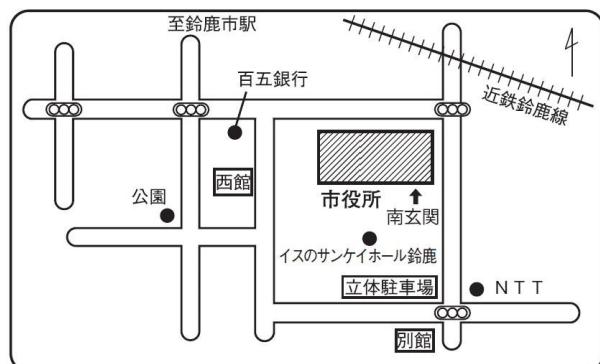
投票日当日に仕事等の理由で投票所へ行けない人は、期日前投票ができます。

期日前投票所は4か所です。期日前投票所によって、期間が異なりますのでご注意ください。

場所・時間	期間
鈴鹿市役所本館 1階 特設会場 午前8時30分から午後8時まで	1月28日(水)から2月7日(土)まで (11日間)
白子地区市民センター 2階 会議室 午前8時30分から午後7時まで	1月31日(土)から2月7日(土)まで (8日間)
鈴鹿ハンターショッピングセンター 1階 サブコート隣 特設会場 午前10時から午後7時まで (土曜日・日曜日は午前9時から午後7時まで)	1月31日(土)から2月7日(土)まで (8日間)
鈴峰公民館 ホール会場 午前9時から午後7時まで	2月5日(木)から2月7日(土)まで (3日間)

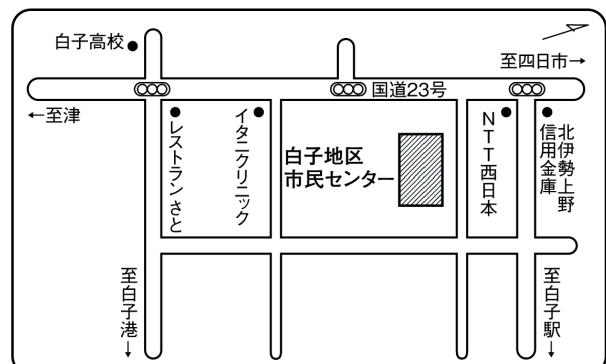
- 投票所入場券がなくても投票できます。
  - 最終日の2月7日(土)や投票日に大雪による悪天候が予想される場合等には、会場が大変混み合うこともありますのでご注意ください。
- ※ イオンモール鈴鹿イオンホール会場は開設しませんのでご注意ください。

鈴鹿市役所 本館1階 特設会場



鈴鹿市神戸一丁目18番18号

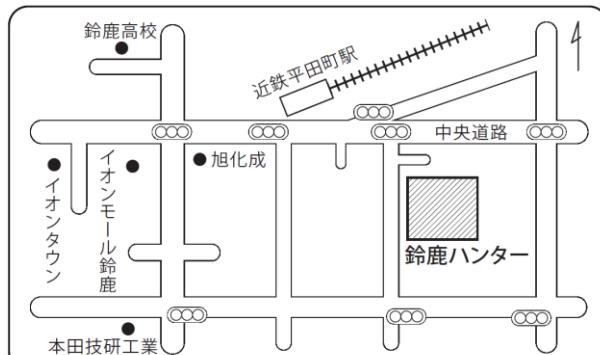
白子地区市民センター 2階 会議室



鈴鹿市白子駅前34番1号

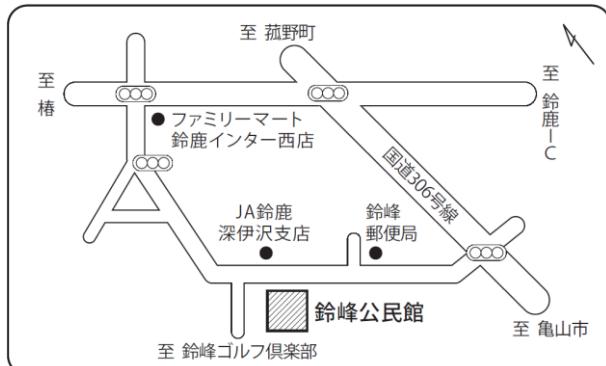
鈴鹿ハンターショッピングセンター

1階 サブコート隣 特設会場



鈴鹿市算所2丁目5番1号

鈴峰公民館 ホール会場



鈴鹿市伊船町1009番地5

## 当日投票の手順について

今回の選挙では、「衆議院小選挙区選出議員選挙」、「衆議院比例代表選出議員選挙」及び「最高裁判所裁判官国民審査」の3種類の投票をしていただきます。投票所における投票の順序は次のとおりです。

**お手元の投票所入場券がご自身のものであるかどうかをご確認の上、投票所に入場してください。**

- ① 受付で投票所入場券又は自筆用入場整理券を提出してください。  
選挙人名簿に登録されている本人であることを、係の者が確認します。  
投票所入場券を紛失したり、届かなかった場合でも、投票日当日にご自分の投票所の受付で、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、投票することができます。  
※本人確認のため、住所、氏名、生年月日等をお尋ねすることがあります。  
※投票所入場券が届いていない方は、7ページの自筆用入場整理券または、投票所に備付けの自筆用入場整理券をご利用ください。
- ② 「衆議院小選挙区選出議員選挙」の投票用紙を交付します。
- ③ 記載台で候補者の氏名を1人書いて、「衆議院小選挙区選出議員選挙」の投票箱に投函してください。
- ④ 「衆議院比例代表選出議員選挙」の投票用紙と「最高裁判所裁判官国民審査」の投票用紙をあわせて交付します。
- ⑤ 記載台で「衆議院比例代表選出議員選挙」の投票用紙に政党の名称を1つ書きます。次に、「最高裁判所裁判官国民審査」の投票用紙の、やめさせたほうがよいと思う裁判官の氏名の上に×を書きます。やめさせなくてもよいと思う裁判官については何も書かないでください。記載後それぞれの投票箱に投函してください。
- ⑥ これで、投票は終了です。

## 期日前投票の手順について

投票の方法は、基本的に「当日の投票の手順について」と同じです。

受付で投票所入場券又は期日前投票宣誓書を提出していただきますので、投票所入場券の裏面の宣誓書をあらかじめ、ご自宅等で記入してお持ちいただくと、スムーズに期日前投票をすることができます。

**お手元に投票所入場券が届いていない場合は、7ページの期日前（不在者）投票宣誓書（兼請求書）をご利用いただくか、期日前投票所に備付けの宣誓書をご利用ください。**

最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間は、2月1日（日）から2月7日（土）です。1月28日（水）から1月31日（土）までの期日前投票期間中は、衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙のみの投票となります。

最高裁判所裁判官国民審査の投票を希望される場合は、2月1日（日）以降に、改めて投票にお越しいただく必要があります。

※投票日には年齢が満18歳になるが、期日前投票期間中は17歳であることから選挙権を有しない人等は、不在者投票として投票できます。

## 代理投票、点字投票について

身体に障がいがあるなどのために、ご自分で投票用紙に記入できない人や点字で投票する人は、投票所の係員にお申し出ください。係員が投票のお手伝いをします。

## 出張先や旅行先などの不在者投票

鈴鹿市の選挙人名簿に登録されている方で、出張や旅行などで市外に滞在し、投票所に来ることが困難な方は、鈴鹿市選挙管理委員会に投票用紙等を請求することで、滞在先で投票することができます。

投票用紙等を請求する場合は、「不在者投票宣誓書（兼請求書）」に必要事項を記入し、鈴鹿市選挙管理委員会（〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号）まで郵送してください。

「不在者投票宣誓書（兼請求書）」は、投票所入場券裏面または、7ページの「選挙期日前（不在者）投票宣誓書（兼請求書）」をご利用いただくほか、鈴鹿市選挙管理委員会事務局ウェブサイトから様式をダウンロードいただけます。

また、投票用紙等の請求はマイナンバーカードを利用したマイナポータル（ぴったりサービス）からも請求することができます。

投票用紙等の請求をいただいた後、記入された送付先住所に投票用紙等を郵送します。同封される注意事項をよくお読みいただき、投票用紙等を滞在先で不在者投票の投票ができる場所へお持ち込みいただき、投票をしてください。

なお、滞在先で投票ができる場所は、滞在先の選挙管理委員会へお問い合わせください。

### —ご注意ください—

- ・ファックスや電子メールでの投票用紙等の請求はできません。また、必ずご自身が記入したものをお送りください。
- ・投票用紙等の請求は、選挙期日の前日までとなります。投票用紙等の交付に日数がかかりますので、お早めにお手続きをお願いします。

## 病院や老人ホームでの不在者投票について

県の指定する病院、施設、老人ホーム等に入院、入所している方は、申し出により、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは、その施設の担当者にお問合せください。

## 郵便等による不在者投票について

### 1 郵便等による不在者投票の対象者

身体障害者手帳、戦傷病者手帳及び介護保険被保険者証をお持ちの人で、次の要件に該当する人は郵便で不在者投票をすることができます。

この場合は、鈴鹿市選挙管理委員会が発行する郵便等投票証明書が必要になります。

まだ郵便等投票証明書をお持ちでない人は、早めに交付手続をしてください。

郵便等投票証明書の交付を受けている人で、郵便等による投票をする人は、2月4日(水)の午後5時(必着)までに、鈴鹿市選挙管理委員会に投票用紙と投票用封筒を請求してください。

#### ○ 身体障害者手帳をお持ちの人

- ・両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級又は2級の人
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級の人
- ・免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級までの人

- 戦傷病者手帳をお持ちの人
  - ・両下肢、体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までの人
  - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症までの人
- 介護保険被保険者証をお持ちの人
  - ・介護状態区分が要介護5と記載されている人

## 2 郵便等による不在者投票の代理記載制度

郵便による不在者投票ができる人で、次の要件に該当する場合は、あらかじめ鈴鹿市選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に代理記載をさせることができます。

- 身体障害者手帳をお持ちの人で、上肢又は視覚の障害の程度が1級の人
  - 戦傷病者手帳をお持ちの人で、上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までの人
- 代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ代理記載の届出の手続を行っていただく必要があります。  
詳しくは、鈴鹿市選挙管理委員会（☎059-382-9001）までお問合せください。

## 選挙公報について

選挙公報は、新聞（中日、朝日、毎日、読売、伊勢、日経、産経）の朝刊に折り込みます。

上記の新聞を購読されていない人等で選挙公報が必要な場合は、鈴鹿市選挙管理委員会までご連絡ください。ご自宅等へ直接郵送します。

折り込み日以降は下記の場所でもお受け取りいただけますのでご利用ください。

（市役所本館1階 期日前投票所、地区市民センター、公民館）

選挙公報は、三重県のホームページでもご覧いただけます。公示日以降、準備ができ次第、三重県選挙管理委員会のホームページに選挙公報が掲載されます。

三重県選挙管理委員会 [【https://www.pref.mie.lg.jp/SENKAN/HP/index.htm】](https://www.pref.mie.lg.jp/SENKAN/HP/index.htm)

## 開票について

開票は、選挙当日の2月8日（日）の午後9時20分からAGF鈴鹿体育館（鈴鹿市立体育館、鈴鹿市江島台一丁目1番1号）で行います。

鈴鹿市の選挙人名簿に登録されている有権者の方であれば、どなたでも参観できますが、開票事務の妨げにならないよう静かに参観してください。

お子様は、参観できませんのでご注意ください。

## 開票速報について

開票速報は鈴鹿市ウェブサイトに掲載します。

鈴鹿市ウェブサイト [【http://www.city.suzuka.lg.jp/】](http://www.city.suzuka.lg.jp/)

## ◎期日前（不在者）投票宣誓書（兼請求書）

〔期日前投票又は不在者投票をされる場合のみご記入ください。〕

私は、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記の事由に該当する見込みです。

ここに真実であることを誓い、投票用紙等の交付を請求します。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

令和 年 月 日

住 所	(鈴鹿市)		
フリガナ			
氏 名			
生年月日	明・大 昭・平	年	月 日
不在者投票をされる方は、右欄 の送付先住所・連絡先もご記載 のうえ、選挙管理委員会事務局へ 郵送してください。	送付先住所		
	連絡先	—	—

----- 扱ト -----

## ◎当日投票 自筆用入場整理券

フ リ ガ ナ			
氏 名			
生 年 月 日	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成	年	月 日
住 所	鈴鹿市		

※お一人につき1枚記載いただく必要があります。2枚目以降が必要な場合は、この様式をコピーいただかずか、選挙管理委員会ウェブサイトから様式をダウンロードいただき印刷してください。(各投票所及び期日前投票所にも用紙をご用意しております。)

# 【 投 票 所 一 覧 】

《投票日》令和8年2月8日（日） 《投票時間》午前7時～午後8時

投票区	投票所名	投票区	投票所名
国府第1	国府公民館	一ノ宮第2	長太公民館
国府第2	半沢公会堂	箕田	箕田公民館
国府第3	平野町民会館	玉垣第1	玉垣公民館
庄野	庄野公民館	玉垣第2	千代崎中学校
加佐登	加佐登公民館	玉垣第3	柳町公民館
牧田第1	牧田公民館	玉垣第4	桜島小学校
牧田第2	明生小学校	玉垣第5	末広集会所
牧田第3	清和小学校	若松	若松公民館
石薬師	石薬師小学校	神戸第1	鈴鹿市役所
白子第1	白子地区市民センター	神戸第2	神戸小学校
白子第2	白子中学校	栄第1	栄公民館
白子第3	白子コミュニティセンター	栄第2	潮風の街磯山集会所
白子第4	愛宕小学校	栄第3	郡山公民館
白子第5	伝統産業会館	天名	天名公民館
白子第6	旭が丘小学校	合川	合川公民館
稻生第1	稻生公民館	井田川	井田川公民館
稻生第2	鈴鹿地域職業訓練センター	久間田	久間田公民館
飯野第1	飯野公民館	椿	椿公民館
飯野第2	飯野小学校	深伊沢	深伊沢公民館
河曲第1	河曲公民館	鈴峰第1	鈴峰公民館
河曲第2	河曲保育所	鈴峰第2	小岐須町公民館
一ノ宮第1	一ノ宮公民館	庄内	庄内公民館

※投票所入場券に投票所が記載されていますので、お手元に届いた際は再度ご確認ください。

※投票所入場券がお手元に届かず投票区が分からぬ場合は、お住まいの住所をもとに、鈴鹿市ウェブサイト上の鈴鹿市選挙管理委員会のページからご確認いただけます。

鈴鹿市選挙管理委員会事務局

鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所本館12階

TEL:059-382-9001 FAX:059-384-3302

E-MAIL:senkyo@city.suzuka.lg.jp

鈴鹿市ウェブサイト  
特設ページ

